

環自総発第 2508296 号
令和 7 年 8 月 29 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 3 号）が令和 7 年 2 月 17 日に公布され、段階的に施行されているところ。今般、令和 7 年 9 月 1 日から施行規則第 21 条の 9 の改正規定が施行されるので、御了知の上、その適切な施行に格段の御配慮をお願いする。なお、施行規則第 21 条の 9 の改正内容は下記のとおりである。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 39 条の 7 第 1 項又は第 3 項の求めを行った市区町村（以下「特例参加市区町村」という。）において、より確実かつ容易に犬の転出を把握できるようにするため、環境大臣は、犬の転出に伴い法第 39 条の 5 第 8 項の規定による登録事項変更の届出又は法第 39 条の 6 第 1 項の変更登録があった場合に、当該特例参加市区町村に当該犬の転出を通知するものとする。そのため、施行規則第 21 条の 9 第 3 項を新設し、犬の転出に係る特例参加市区町村への通知を規定する。

以上

【連絡先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
担 当：上田、佐藤（暢）、齋藤
電 話：03-3581-3351